

建設工事に係る最低制限価格及び調査基準価格の 端数処理単位の見直しについて

令和3年8月30日

安芸高田市

建設工事における最低制限価格及び調査基準価格を算定する際の端数処理は、消費税相当額を加算する前の段階で、10万円単位又は1万円単位で行っていましたが、1万円単位で統一することとしたのでお知らせします。

1 改正内容

建設工事に係る最低制限価格及び調査基準価格の端数処理単位

【改正前】

最低制限価格及び調査基準価格（いずれも消費税及び地方消費税相当額を除く）の算出方法は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）に100分の90を乗じ、100万円以上の場合は10万円単位、100万円未満の場合は1万円単位とし、端数を切り捨てる。



【改正後】

最低制限価格及び調査基準価格（いずれも消費税及び地方消費税相当額を除く）の算出方法は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）に100分の90を乗じ、1万円未満の端数がある場合は切り捨てる。

※予定価格1,215,000円の場合

1,215,000円×0.90＝1,093,500円 → 最低制限価格 1,090,000円

※予定価格18,954,000円の場合

18,954,000円×0.90＝17,058,600円 → 調査基準価格 17,050,000円

2 対象工事

全ての建設工事

3 適用年月日

令和3年10月1日以降に公告又は指名通知する建設工事から適用します。